

厚生労働省発開0313第3号

令和6年3月13日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第十四号に規定するキャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第十四号に規定するキャリアコンサルティングを行う者であつて厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件案要綱

第一 申請職業訓練を行う施設内に配置するキャリアコンサルティングを行う者の一部改正

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一号イに規定する申請職業訓練の実施期間中に、当該申請職業訓練を行う施設内に配置するキャリアコンサルティングを行う者について、厚生労働省又は厚生労働省が委託して実施する職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書を用いたキャリアコンサルティングに係る講習を修了した者及び当該者と同等の能力を有すると認められる者を削除するとともに、同法第三十条の三に規定するキャリアコンサルタントと同等の能力を有すると認められる者であつて一定の要件を満たす者を追加すること。

第二 適用期日

この告示は、令和六年四月一日から適用するものとする。